

「たばこのない世界」実現への加速を目指して

2016年5月29日

喫煙は、喫煙する本人はもとより、周囲の非喫煙者の健康に悪影響を及ぼすことが、数多くの科学的根拠により明示されている。タバコの成分は口腔の微生物の病原性を強め、う蝕・歯周病・歯の喪失は受動喫煙とも関係していることが明らかになってきた。しかし、受動喫煙防止についての本学会員や口腔保健医療従事者の認識は十分とは言えず、口腔保健医療機関における取り組みや国民への情報提供も不足している。

一方、口腔保健医療従事者がたばこ対策に関わる利点として、受動喫煙防止の主な対象となる非喫煙者について、以下のことが挙げられる。

1. 口腔疾患は有病率が高いため、あらゆる年齢層の人々に接する機会が多い。
2. 定期歯科健診等の際に繰り返し介入を行うことができる。
3. 歯科医師および歯科衛生士による口腔保健指導の中に介入を組み入れやすい。
4. 口腔は自分自身で直接見ることができるので、動機づけが行いやすい。
5. 受動喫煙による全身疾患の症状がまだ現われていない段階で介入することができる。

一般社会でも受動喫煙防止対策への関心は高まる中、世界保健機関（WHO）は「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第8条で職場・公共の建物内の100%禁煙化に取り組むよう求めている。条約履行のためのガイドラインでは、受動喫煙による有害物質への曝露を完全に防止するためには、分煙は不適切であり、屋内を100%禁煙とすべきであることが示されている。日本学術会議は2010年に「受動喫煙防止の推進について」を提言し、2012年がん対策推進基本計画でも受動喫煙の減少に関する数値目標が明確に盛り込まれたが、猶予期間が設けられているなど、受動喫煙防止への対策は十分ではない。来る2020年には、国際都市東京で、夏季オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、WHOは、国際オリンピック委員会とたばこのないオリンピックを目指すことで合意しており、2020年の東京オリンピック・パラリンピックで「禁煙都市」の実現を問題提起している。

このような背景をもとに、日本口腔衛生学会は、「たばこのない世界」実現への加速を願って、積極的に受動喫煙防止対策を推進することを、2020年のオリンピック・パラリンピック開催地の東京から宣言する。

活動方針

1. 受動喫煙防止に関連する研究を一層推進するとともに、得られた知見を積極的に社会に還元する。
2. 本学会員および国民に対して、受動喫煙の健康影響についての知識の普及を図り、受動喫煙と健康問題への認識の向上に取り組む。
3. 口腔保健医療活動の場において、受動喫煙をさける支援の推進を図る。
4. 口腔に関わる保健医療機関や医育機関におけるたばこの煙に100%さらされない環境づくりを支援する。
5. 口腔保健医療従事者の育成機関における受動喫煙防止教育の推進を図る。
6. 受動喫煙防止を推進する諸団体との協力・協調を通じて、たばこのない社会づくりを推進する。